

○ 財務省 告示第五号
経済産業省

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の三十五第二項の規定に基づき、我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準を次のように定め、令和七年三月二十五日から施行する。

令和七年三月二十五日

財務大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 武藤 容治

我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準

産業競争力強化法（以下「法」という。）第二十一条の三十五第二項の規定に基づく我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準は、同項に規定する主務大臣の確認を受けようとする認定事業適応事業者が認定事業適応計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応が、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。なお、この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

一 当該認定事業適応事業者が産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府・総務省・財務省・

文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第十一条の二十第一項の規定に基づき主務大臣の確認を求める産業競争力基盤強化商品が、当該認定事業適応計画に記載されたものであり、かつ、当該産業競争力基盤強化商品の生産及び販売が、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。なお、主務大臣は、当該認定事業適応事業者が当該確認を求める事業年度（当該認定事業適応事業者が主務大臣に提出した確認申請書に記載されている、当該認定事業適応事業者が事業適応を行った事業年度をいう。以下同じ。）において販売された産業競争力基盤強化商品（その生産及び販売が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合におけるものに限る。）の数量（当該産業競争力基盤強化商品が産業競争力基盤強化商品に関する省令（令和七年経済産業省令第十六号）第五号ロに掲げる燃料である場合には、化石燃料に係る部分を除いた数量とする。以下同じ。）から、次号に規定する合計数量を控除した数量を、当該事業年度において販売された当該産業競争力基盤強化商品の数量として確認するものとする。

イ 産業競争力基盤強化商品に関する省令（令和七年経済産業省令第十六号）の要件を満たす産業競争力基盤強化商品の生産及び販売であること。

ロ 当該認定事業適応計画に記載された半導体生産用資産（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十二の七第七項に規定する半導体生産用資産をいう。以下同じ。）又は特定商品生産用資産（同条第十項に規定する特定商品生産用資産をいう。以下同じ。）を用いて、当該認定事業適応事業者が生産した産業競争力基盤強化商品の販売であること。

ハ 当該産業競争力基盤強化商品の販売が、関係会社等（当該認定事業適応事業者の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）及び当該認定事業適応事業者と同一の親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。）をもつ会社をいう。以下同じ。）以外の法人又は個人に対して行われたものであること。ただし、関係会社等に対する当該産業競争力基盤強化商品の販売であっても、その販売の時点で関係会社等以外の法人又は個人に対してその産業競争力基盤強化商品の販売が確実に行われるものとして主務大臣が認めるものについては、関係会社等以外の法人又は個人に対する販売が行われたものとみなす。

ニ 次に掲げる要件のいずれにも該当する事業年度において行われた産業競争力基盤強化商品の

販売であること。

① 当該認定事業適応計画に従い、付加価値の創出を実現するための取組の方針に沿った取組を推進していると主務大臣が認め、かつ、直近三事業年度（当該確認を求める事業年度及びその直前の二事業年度（半導体生産用資産又は特定商品生産用資産を事業の用に供した日（以下「事業供用日」という。）を含む事業年度以後の事業年度に限る。）をいう。②において同じ。）のうち少なくとも一事業年度において、次に掲げる要件のいずれかを満たしていること。なお、付加価値額の計算方法は、事業適応の実施に関する指針（令和三年財務省・経済産業省告示第六号）第六項第二号ロの規定を準用するものとし、付加価値率は、当該認定事業適応計画に記載された方法により算出したものとする。

(1) 当該認定事業適応計画に記載された事業所における当該事業年度の付加価値額について、当該事業年度における実績値が当該事業年度の直前の三事業年度（事業供用日を含む事業年度以後の事業年度に限る。）の付加価値額の平均（当該事業年度が当該事業供用日を含む事業年度である場合には、零）を上回ること。

(2) 当該認定事業適応計画2・(2)に記載された事業所における当該事業年度の付加価値率について、当該事業年度における実績値が当該認定事業適応計画に記載された目標値を上回ること。

② 当該認定事業適応計画に従い、当該事業適応を通じた経済波及効果を実現するための今後の取組方針に沿った取組を推進していると主務大臣が認め、かつ、直近三事業年度のうち少なくとも一事業年度において、当該認定事業適応計画に記載された経済波及効果に関する指標（半導体又は自動車の生産及び販売を行う認定事業適応計画にあつては取引先に関する指標に、鉄鋼、基礎化学品又は燃料の生産及び販売を行う認定事業適応計画にあつては温室効果ガスの排出削減に関する指標に、それぞれ限る。）について、当該事業年度における実績値が当該認定事業適応計画に記載された目標値を上回ること。なお、事業供用日を含む事業年度より前の事業年度の経済波及効果に関する指標の値は、零とみなす。

③ 当該認定事業適応計画に従い、産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化の中でも、当該産業競争力基盤強化商品の主要部素材の調達先、継続的な投資及び

人材の確保に向けた経営資源の配分を含め、安定的な生産活動が行われるための取組を推進している」と主務大臣が認めること。

④ 当該認定事業適応計画に従い、継続的な賃上げその他の人材確保に向けた取組を推進していると主務大臣が認めること。

⑤ 自動車、鉄鋼、基礎化学品又は燃料の生産及び販売を行う認定事業適応計画を有する認定事業適応事業者にあつては、その認定事業適応計画に従い、その認定事業適応計画の実施期間中の産業競争力基盤強化商品の生産、使用及び廃棄をする段階における、二酸化炭素排出量の削減量を定量的に示し、かつ、当該削減量の更なる拡大に向けた取組を推進していると主務大臣が認めること。

⑥ ①から⑤までに掲げる要件について、①から⑤までに定めるもののほか、当該認定事業適応計画において目標数値を定めている場合には、当該確認を求める事業年度における実績値が当該目標数値を上回ること（当該実績値が当該目標数値を下回った場合にあつては、当該目標数値の達成に向けた翌事業年度以後の取組に関する方針を示し、かつ本項に基づき過年

度に示された方針が履行されていると主務大臣が認めること。）

- ⑦ 当該認定事業適応事業者が当該確認を求める事業年度に属する最終の日に、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針を公表していること。

- ⑧ ①から⑦までに掲げる要件のほか、事業適応の実施に関する指針及び事業分野別実施指針で定める要件を満たしていると主務大臣が認めること。

- 二 当該確認を求める事業年度において販売された産業競争力基盤強化商品（その生産及び販売が前号に掲げる要件のいずれにも該当する場合における当該産業競争力基盤強化商品に限る。）の数量（以下この号において「当期販売数量」という。）から、合計数量（次に掲げる数量を合計した数量をいう。）を差し引いた数量が零を超えること。なお、その差し引いた数量が零以下である場合には、ロ及びハに掲げる数量のうち当期販売数量からイに掲げる数量を控除した数量に達するまでの数量は、当該確認を求める事業年度において前号の規定に基づき控除したものとす
- る。

イ 当該認定事業適応計画の申請日を含む事業年度の前事業年度以前（産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行っている事業年度に限るものとし、当該申請日を含む事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度の全てにおいて産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行っている場合には当該五年以内に開始した事業年度とする。）の各事業年度における当該産業競争力基盤強化商品の販売数量（当該認定事業適応計画2・(2)に記載された住所において、当該認定事業適応計画の申請日より前に行った当該産業競争力基盤強化商品の販売数量として、当該認定事業適応計画1・(2)に記載されたもの）を当該各事業年度の月数の合計数で除し、これに当該確認を求める事業年度の月数を乗じて計算した数量

ロ 当該認定事業適応事業者が、事業供用日以後に販売した産業競争力基盤強化商品（当該半導体生産用資産又は特定商品生産用資産を用いて生産されたものに限る。）のうち、当該認定事業適応事業者（関係会社等を含む。）に返品された数量（前号の規定に基づき、過年度において既に控除したものを除く。）

ハ 当該認定事業適応事業者による下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）

第七条の規定に基づく勧告又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十九条に規定する排除措置命令若しくは同法第六十二条に規定する納付命令の対象となる違反行為があつたものとして公正取引委員会が認定した期間において販売された産業競争力基盤強化商品として主務大臣が確認したものの数量（前号の規定に基づき、過年度において既に控除したものを除く。）